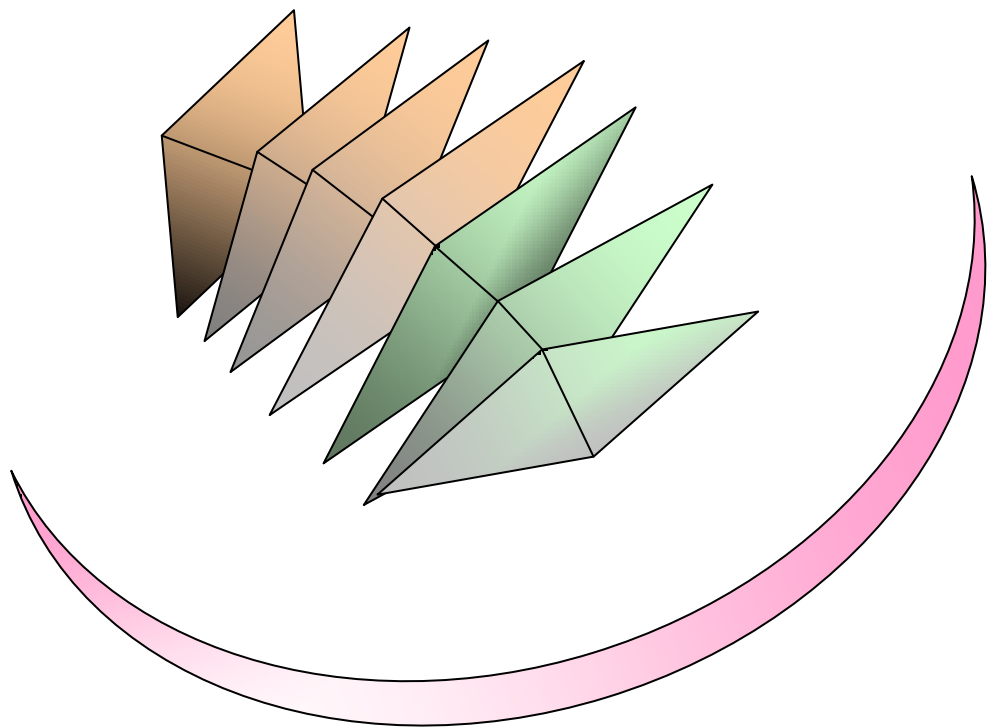


1. 共通となる基準



サインとシンボルマーク

〈整備の基本的な考え方〉

サインは、誰もが目的の場所に、安全にかつ確実に到達できるための誘導・位置確認などできるようにする。
サインの設置にあたっては、車いす使用者や歩行者などの通行の妨げにならないよう配慮する。

1. サインシステム

①表示方法

- 文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して視距離に応じた大きさを選択する。
- 高齢者や弱視者に配慮して、文字などをできるだけ大きくし、背景と文字の色の対比にも配慮することが望ましい。
- ※色については、「JIS Z 8210 : 2002」や「標準案内用図記号ガイドライン」などが参考となる。
(<http://www.ecomo.or.jp/>)
- 案内板等に用いる図・記号は、JIS規格等標準化されたものを使用することが望ましい。
- 点字表示とともに、文字等を浮き出させたり、音による案内を行う等の工夫が望ましい。
- 高齢者に多い白内障に配慮して、青と黒、黄と白の色彩組み合わせは用いない。
- 色覚障がい者への配慮として、次のとおりとすることが望ましい。
 - イ. 案内表示の文字や図等の色は、下地の色と対比効果があり、明暗のコントラストのはっきりした色を使用する。
 - ロ. 色は見分けられても色の名前が分からないことがあるので、色分けした案内表示には色名を併記する。
 - ハ. 受付などを物件にあわせて色分けする場合は、番号も併記する。

②誘導サイン・位置サイン

- サインは、視点の低い車いす使用者でも混雑時に前方の歩行者に遮られにくい高さに設置する。
- 誘導サインは、目的地に安全にかつ確実に到達するため、必要な情報が連続的に得られるように配置する。(分岐点・階段の上り口・下り口・曲角)
- 位置サインは、位置を知らせようとする施設の間近に配置する。

③案内サイン

- 施設案内図などは、歩行者及び車いす使用者が共通して見やすい高さに設置する。
- 施設案内図は、出入り口付近等から確認でき、利用者の円滑な移動を妨げない位置に配置する。
- 道路においては、歩行者の通行を妨げることのないような位置に設置する。

2. 国際シンボルマーク (障がい者が利用できる施設あるいは施設内の部位を表示するマーク)

①形状

- 大きさは、10cm角以上45cm角以下が望ましい。

②色彩

- 原則として、青地(黒地)に白のマークあるいはその逆とし、対比の明確なものとする。

③国際シンボルマークを表示する最低条件

- 玄関は、地面と同じ高さにするか、階段の代わりに又は階段のほかにもスロープを設置する。
- 出入口は、80cm以上開くものとする。回転ドアの場合は別の入口を併設する。
- 室内外を問わず、階段の代わりに又は階段のほかにもスロープを設置する。スロープの傾斜は1/12以下とする。
- 通路・廊下は、130cm以上の幅とする。
- トイレは利用しやすい場所にあり、片引きドア又は外開きドアで仕切り、内部が広く、手すりがついたものとする。
- エレベーターの入口幅は80cm以上とする。

標準案内用図記号

標準案内用図記号は125種類が定められているが、ここではその内の一部を紹介する（推奨度A及び推奨度Bの中から抜粋した）。
 詳細及びこの他の図記号については、一般用図記号検討委員会の「標準案内用図記号ガイドライン」を参照のこと。
 同ガイドラインには、使用上の注意も掲載されているので、必ず参照すること。
 なお、※印のある図記号は、既存のもの等が採用されたものである。

<推奨度A>



<推奨度B>

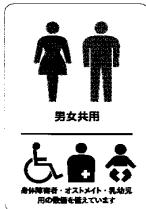


オストメイトに配慮した設備が設けられている便所に表示するマーク

オストメイトに配慮した設備を設けている便所には、右に示すマークを男性用、女性用の図記号と共に表示することが望ましい。



オストメイトに配慮した設備を設けたトイレ



オストメイトに配慮した設備を設けたトイレ
身障者用・オストメイト・乳幼児用の設備を備えている



会計
Cashier
【注2】(通貨記号差し替え可)

多機能便房を設けた便所の出入口の表示例(男女共用の場合)

視覚障害者誘導用ブロック・音響式信号機

〈整備の基本的な考え方〉

視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障がい者が容易に確認できる方法で敷設する。敷設にあたっては、ユニバーサルデザイン（誰にとっても有効なバリアフリーデザイン）の見地からその他の歩行者の安全を阻害しないように配慮する。

必要に応じ、視覚障害者用信号機を設ける。

位置や方向を分かりやすくするための音などを有効に組み込む。

1. 視覚障害者誘導用ブロック

①種類

- 視覚障害者誘導用ブロックの種類は、線状ブロックと点状ブロックの2種類とする。

②形状

- 形状は、JIS 規格（JIS T9251）に合わせたものとし、原則として 30cm×30cm、線状突起の本数は4本で、点状突起の数は25（5×5）とする。

③設置方法

- 線状ブロックは、誘導対象施設などの方向を案内する場合に用いる。その設置は、通行動線の方向と線状突起の方向とを平行にする。
- 線状ブロックは、安全で、できるだけ曲がりの少ないシンプルな道すじに連続的に敷設し、曲がる部分は、原則として直角とする。
- 点状ブロックは、危険個所や曲がり角などの注意喚起と誘導対象施設などの位置を案内する場合に用いる。

④色彩

- 原則として黄色とし、周辺の床材の対比を考慮して明度、輝度に配慮する。
 - 視覚障害者誘導用ブロックを周囲の床の仕上げとは少なくとも輝度比2.0以上確保することが望ましい。
- ※場所により、視覚障害者誘導用ブロックの色が異なると利用者が混乱するので、なるべく統一する。

⑤材質

- 十分な強度を有し、表面が濡れても滑りにくく、歩行性・耐久性・耐磨耗性に優れたものとする。

⑥敷設

- 歩道に連続して敷設する場合は、歩道の中央部に敷設し、かつ境界部から通行の支障とならない距離を確保する。
- 立体横断施設の階段の起点・終点に敷設する。
- 近隣の公共交通機関の駅等と視覚障がい者が利用することの多い施設に至る歩道のうち視覚障がい者を誘導することが必要である場所に敷設する。
- 歩道が交差点又は横断歩道において車道と接する部分等視覚障がい者を誘導し、又はその注意を喚起することが必要である場所に敷設する。

⑦その他

- ①から⑥以外については、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」（（社）日本道路協会）を参照する。

2. 音響式信号機

①設置場所

- 音響式信号機は、視覚障がい者の横断需要が多く、音響による誘導が可能な信号交差点に設けることが望ましい。

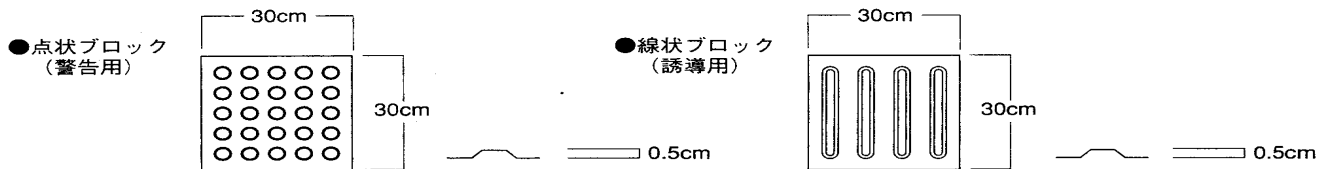
②設置の配慮

- 視覚障がい者が安全に横断でき、正確に聞き取れるとともに周辺環境に配慮することが望ましい。

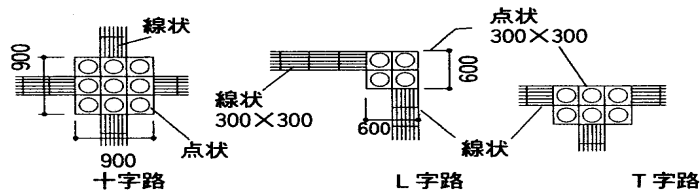
3. その他

- 視覚障がい者の安全有効な方法については、「はじめに視覚障害者誘導用ブロックありき」ではなく、ユニバーサルデザインの観点から誰もが有効な手段を研究することが望ましい。
- 自然な音を発するもの、床材の材質を変化させる、植栽帯、柵、アクセントなどにより、当事者参加のもとで、視覚障がい者の安全有効な方法をとることが望ましい。

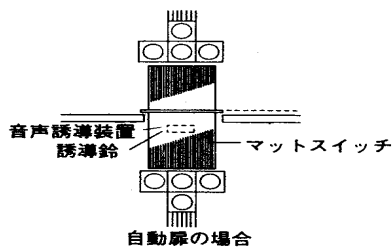
視覚障害者誘導用ブロックの形状



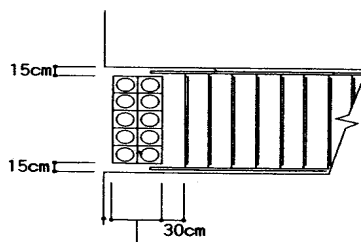
視覚障害者誘導用床材の配置



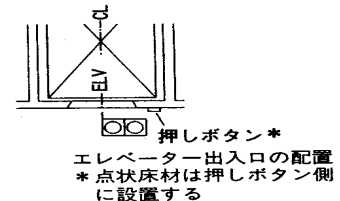
出入口付近での設置例



階段の前後での設置例



エレベーター出口での設置例



点字表示等

〈整備の基本的な考え方〉

点字などの標示板は、視覚障がい者が目的の場所へ、安全にかつ迅速に到達できるように適所に設置する。

視覚障がい者が位置、操作方法等の確認をする必要がある情報は、点字表示や触知案内板による案内を行うとともに、点字が読めない視覚障がい者にもわかるよう配慮する。

①点字案内板

- 出入口付近及び各階には、点字案内板や指先で触れて位置、行き先などが理解できる触知案内板を設置する。
- 点字による案内板等は、指先で読み取りやすい外形寸法、高さ及び表示面の傾きを設定し、床面に対し垂直には設置しない。
- 点字による案内板等には、情報を単純化する等視覚障がい者が把握しやすい工夫を行うとともに、文字も併記することが望ましい。
- 案内板の位置を知らせるため音声誘導装置を設置する。
- 点字による案内板等を設置する場合には、点字の読めない視覚障がい者にもわかるよう音声等による案内を組み合わせることが望ましい。
- 案内板の設置については、周囲のスペースを確保する。

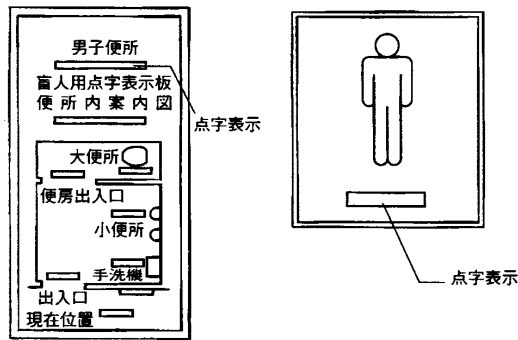
②階段・スロープ

- 階段・スロープの手すりの始点及び終点には、点字プレートを設置し、階数などを表示する。

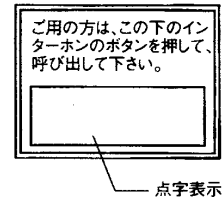
③エレベーター

- エレベーターの乗り場のボタンや操作盤・インターホンなどには、階数などを点字プレートで表示する。

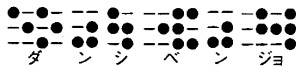
■各部屋用点字標示板の例



■玄関標示板の例



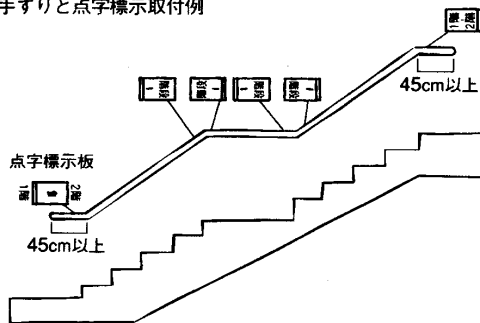
〔例〕 男子便所



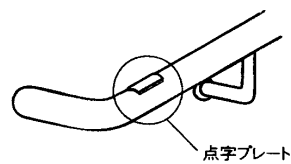
〔例〕 おとこ



■階段手すりと点字標示取付例

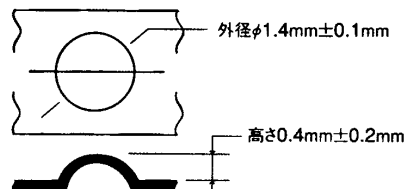


■標示の例

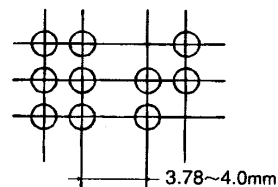


■点字の大きさと並べ方

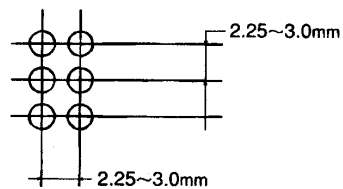
大きさ



点字間のピッチ



点字の構成



手すり

〈整備の基本的な考え方〉

手すりは、高齢者や障がい者などを誘導・落下防止・移乗動作の補助設備として有効であり、廊下・階段・出入口などその目的や状況に応じて設置する。

歩行困難者や視覚障がい者などにとっては、必要不可欠なものなので、階段・スロープには必ず設置し、廊下には必要に応じて設置する。

①連続性

- 手すりは、起点から終点まで連続して、壁に堅固に取り付ける。

②種別

- 手すりは、1段の場合は75cm～85cm程度とする。
- 高齢者、障がい者、子どもの利用が多い施設については、手すりを2段とし、高さを60～65cm程度と75～85cm程度とする。
- 移乗等動作補助用手すり(便所、浴室など)は動作に応じて、水平・垂直型のものを設けることが望ましい。

③形状

- 太さは、外径4cm(小児用にあつては3cm)程度の握りやすいものとする。

④壁との関係、壁仕上げ

- 壁との隙間は、4～6cm程度とし、手すりの下側で支持する。
- 手すりを取り付けた壁の表面は、握りそこなって手が落ち込んだ場合を考慮してできるだけ平滑でざらついていないものが望ましい。

⑤端部

- 手すりの端部は、袖口が引っ掛からないように、壁方向又は下方向に曲げ、端部は丸くする。

⑥材質

- 手触り、耐久性、耐蝕性などは、取付箇所に見合ったものとする。
- 階段、スロープ等の手すりは体重をかけたときに滑りにくいものとする。
- 手すりの色調は、壁など周りの色調と対比効果があるものが望ましい。

⑦誘導・表示

- スロープ・階段の始点及び終点を歩行者に知らせるため、30cm以上の水平部分を設ける。(45cm以上が望ましい。)
- 端部、曲がり角及びスロープ・階段の始点・終点などの要所には、現在位置や方向・行き先などを点字で表示することが望ましい。
- 階段及びスロープの手すりの点字表示は、昇降以前の水平部分に表示する。
- 点字を表示する場合、2段手すりの場合は、上段の手すりに設置する。
- 階段手すり及び廊下等の手すりの端部、曲がり角部分等には、現在位置と誘導内容等を点字表示することが望ましい。
- 階段手すりの点字表示は、現在位置及び上下階の情報等を、上端・下端の水平部分に表示することが望ましい。
- 点字表記については、JIS規格(JIS T0921)を参照することが望ましい。

キックプレート（車いす当たり）

〈整備の基本的な考え方〉

キックプレート（車いす当たり）は、内装材や建具の保護板として廊下、ドア、エレベーターの内部などに必要な箇所に設ける。

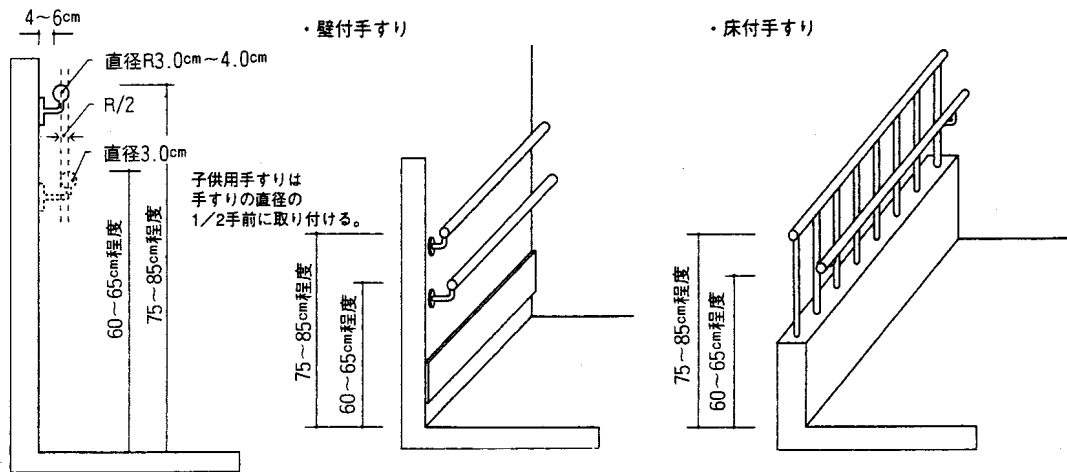
①高さ

○床面から 35cm 程度とすることが望ましい。

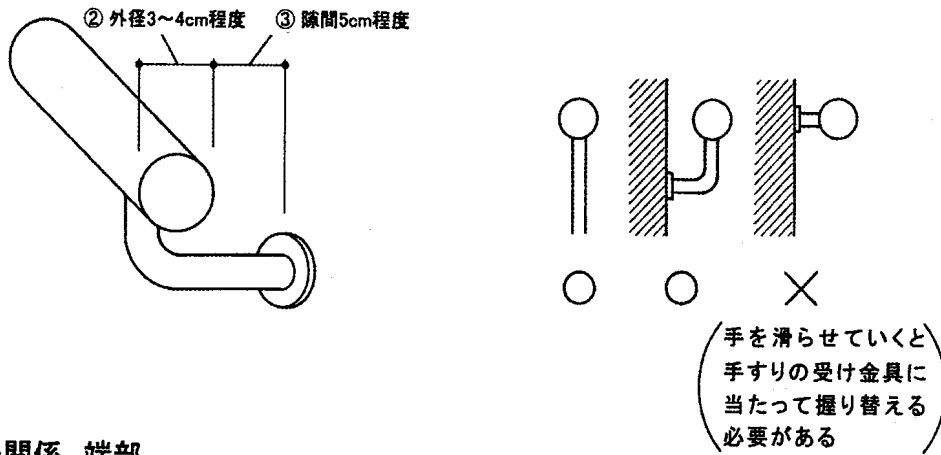
②その他

○キックプレートに代えて廊下の巾木を斜面にしてもよい。

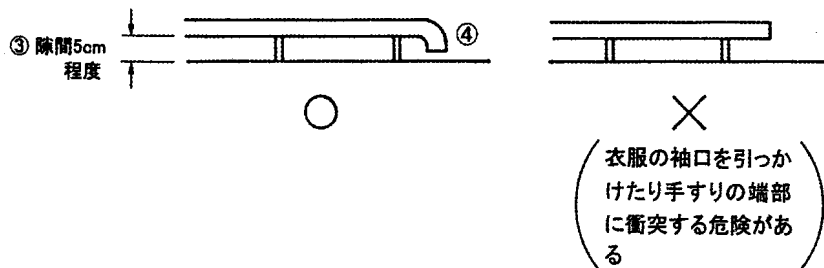
手すりの設置例



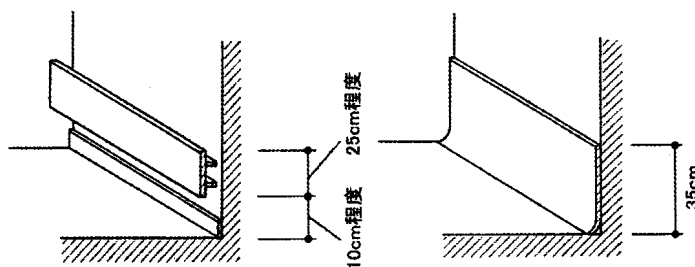
● 手すり形状



● 壁との関係、端部



車いす当たり(キックプレート)

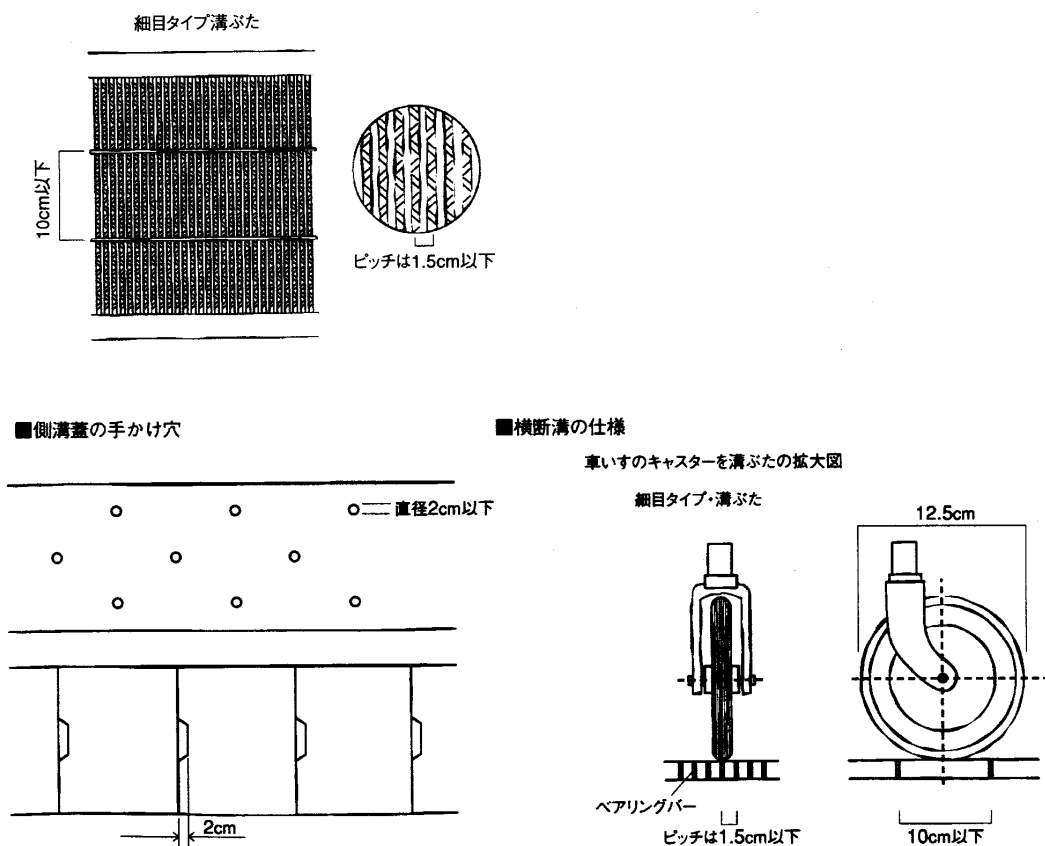


溝ふた

〈整備の基本的な考え方〉

グレーチング、マンホール、格子ふたなどは、高齢者や障がい者の通行の妨げにならないように配慮して設置する。

- 車いす使用者や視覚障がい者が落ちたり、つまずいたりする危険のある排水側溝には、ふたをして、歩道と同一レベルとする。
- 格子ふたを設置する場合は、下肢障がい者などの歩行困難者が使用する松葉杖の先が落下するのを防ぐため、格子穴は1.5cm×1.0cm以下、丸穴は直径2cm以下のものを使用する。
- 格子ふたの格子穴、丸穴は、車いすの前輪（キャスター）や杖の先端が落ち込まないように配慮する。
- 車いすの前輪（キャスター）や視覚障がい者の白杖などが排水溝などに落ち込まないように、グレーチングのベアリングバーピッチは1.5cm以下とし、ベアリングバーが進行方向と直角となるように設置する。
- 側溝ふたの手かけ穴は2cm以下とする。
- 側溝ふたの手かけ穴は、車いすの前輪（キャスター）や杖の先端が落ち込まないように配慮する。
- 溝ふたの表面の仕上げは、滑りにくい構造（ノンスリップ加工）のものとする。



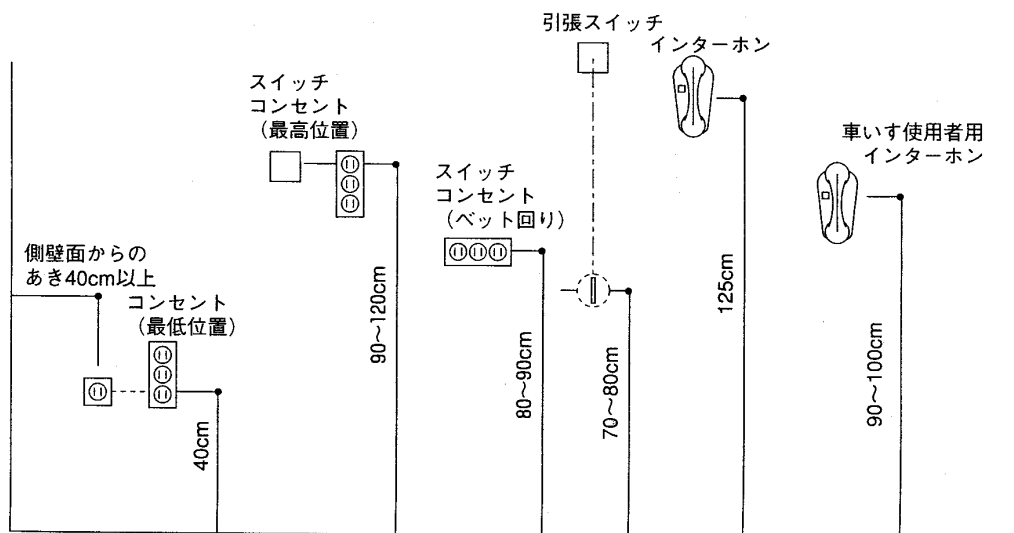
スイッチ・コンセント類

〈整備の基本的な考え方〉

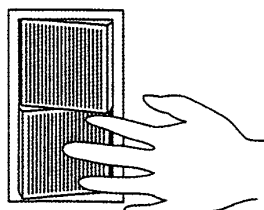
建物内の主要なスイッチ・コンセント類は、車いす使用者や歩行困難者などが操作できる位置に設け、かつ、高齢者や視覚障がい者などにとって使用しやすい形状のものとする。

- スイッチは、高さ 110 cm程度に設置する。
 - 車いす使用者が利用する施設では、スイッチの位置に配慮することが望ましい。
 - コンセントは、高さ 40cm 程度に設置する。
 - ベッド周りのスイッチ・コンセント、引張スイッチは 80cm～90cm 程度の間設置する。
 - スイッチ・コンセント類は、側面に壁がある場合、車いすでの寄り付きを考慮して、側壁から 40cm 以上離して設置する。
 - 操作部分は、複雑なものは避けて、大きく押しやすい形状のものとし、軽い力で指先以外でも操作できるものとするのが望ましい。また、夜間でもその位置がわかるように配慮することが望ましい。
 - 必要に応じて、点字表示や手で触知できる浮き出し文字での表示をすることが望ましい。
 - 周囲の色との対比を明確にし、認識しやすいものとするのが望ましい。
 - 同一用途のスイッチ類は建物内で統一したデザインとすることが望ましい。
- ※スイッチ・コンセントの高さ・位置については、スイッチ・コンセントの中心までの長さである。

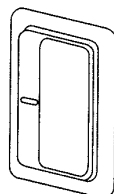
コンセント・スイッチ類の基本寸法



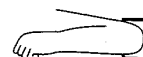
大型スイッチの例



タンブラスイッチ



プッシュスイッチ



スイッチの位置の分りやすい
パイロットスイッチ付

緊急時の設備

〈整備の基本的な考え方〉

高齢者や身体障がい者などすべての利用者が緊急事態が発生したことを知らせる正確な情報伝達と安全な誘導體制を確保する。
避難経路は、明確で最短の経路とする。

①警報装置等

- 煙を避けるために低姿勢になっても避難すべき方向が分かるように、床面や腰の高さに非常口誘導灯や光走行式誘導装置、蓄光性のある誘導タイル等を併設することが望ましい。
- 視覚障がい者に配慮し、音声による誘導を行うことが望ましい。
- 聴覚障がい者に配慮し、光・ピクト（絵文字・絵単語）・文字等による誘導を行うことが望ましい。
- 聴覚障がい者が定期的に利用する施設については、聴覚障がい者に緊急事態の発生を知らせるために、パトライト（回転灯）を設置する。

②避難路

- 可能な限りわかりやすく短い避難路を確保する。
- 避難路は、可能な限り直線避難路とし、原則として段差のない床面とする。

③非常口扉及び防火戸

- 非常口扉や防火戸のくぐり戸の有効幅は、85 cm以上とし、容易にあけることができ、かつ車いす使用者などの通行に支障のないよう下枠や段差をなくす。

④案内表示等

- 非常時、緊急時における視覚障がい者の避難、誘導案内など、施設の実態に応じて、点字案内や音の案内（テープ）などで考慮しておくことが望ましい。

⑤一時避難施設

- 車いす使用者等は、階段を利用して避難することがむずかしいため、安全に救助を待つための、以下のようない時避難施設を設けることが望ましい。

イ. 設置場所

階段の踊場、階段に隣接したバルコニー、階段の付室に設置することが考えられる。この場合、設置する場所は、救助を待つために必要な耐火性能や遮煙・遮炎性能等を有するものとする。

ロ. 車いす使用者の一時待機スペース

車いす使用者が待機するのに十分なスペースを避難動線の妨げとならない位置に設ける。

ハ. 表示

一時避難施設であることを、分かりやすく表示する。

階段室や付室に設ける場合は、出入口に一時避難施設が設置してある旨を表示する。

ニ. インターホン

一時避難施設には助けを求めたり、状況を伝えたりするためにインターホンを設置する。

1. 共通となる基準

バルコニー：

- ・バルコニーを連続させ、車いす使用者が通行可能な幅員を確保し、隔板を高齢者・障がい者等が破りやすくすると、避難上有効である。
- ・居室から段差なしに出入りできるバルコニーを設け、避難階まで傾斜路を設置すると、車いす使用者も避難できるようになる。

⑥非常放送設備等

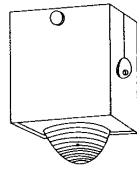
- 非常放送設備を設置する建築物については、視覚障がい者・聴覚障がい者に配慮した光、文字、音・音声等による非常放送設備を併設することが望ましい。（非常放送設備とともに、通報装置も重要である。）
- 聴覚障がい者に対しては、電子メールや振動機能のついた携帯電話を、視覚障がい者に対しては、音声読み上げ機能のついた携帯電話を使用する等のシステムを設置することも望ましい。

⑦その他

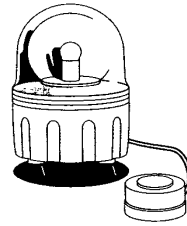
- 廊下においては、2方向避難経路を確保することが望ましい。

警報装置の例

キセノンランプ

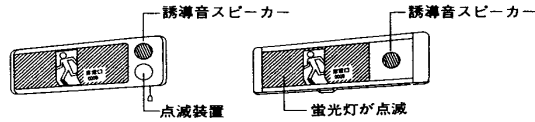


パトライト(回転灯)



非常口誘導の例

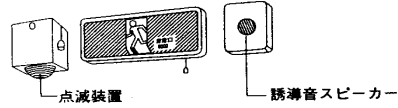
点滅誘導音装置付誘導灯



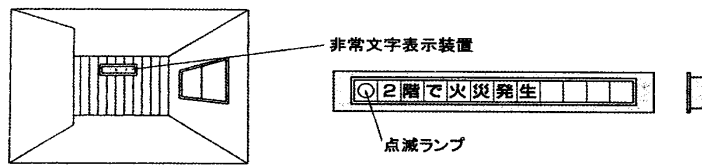
点滅型誘導灯



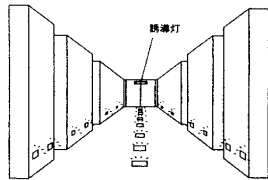
既設誘導灯に追加取付する方法



非常文字表示装置の例

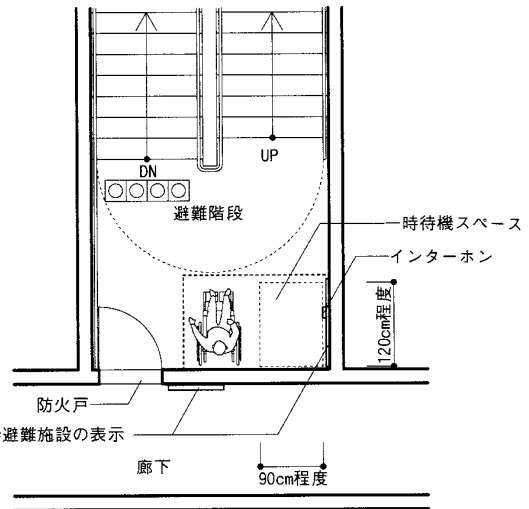
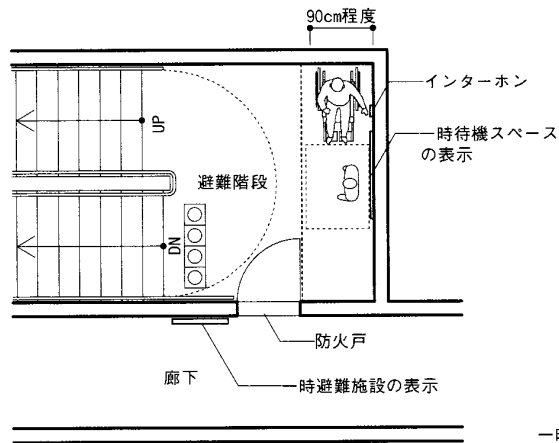


光走行式避難誘導装置の例

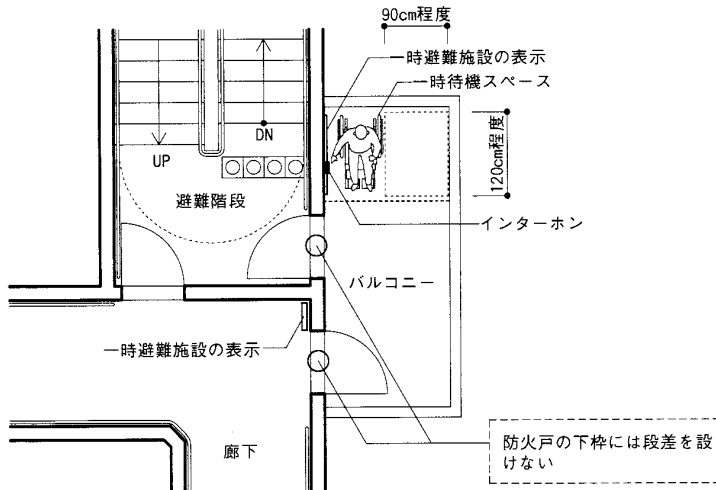


避難設備・施設

●階段の一時待機スペースの例



●バルコニー等の一時待機スペースの例



●一時待機スペースの断面イメージ (避難階段)

